

公共工事の品確確保の促進に関する法律に基づく 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 改正案について

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の経緯

R6.6.12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 地域発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催
・ 地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

R6.8.21 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月26日～9月27日 運用指針改正骨子(案)への意見照会
・ 地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

R6.10.23 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

10月～11月 地域発注者協議会の開催
・ 地方公共団体等に対し、運用指針改正(案)の説明

11月13日～12月3日 運用指針改正(案)への意見照会
・ 地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

R6.12.13 基本方針閣議決定

R7.2.3 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ

■対象

○発注関係団体 1, 833 団体

関係省庁（20）、独立行政法人等（19）、
都道府県（47）、政令市（20）、市区町村（1, 727）

○建設業団体等 839 団体

■結果

①骨子案（令和6年8月26日～9月27日）

		提出団体数	意見数
合計		248	1,381
	発注関係団体	131	341
	建設業団体等	117	1,040

②本文案（令和6年11月13日～12月3日）

		提出団体数	意見数
合計		362	659
	発注関係団体	307	398
	建設業団体等	55	261

■本文案への主な意見

- 適切な工期設定の項目において、積雪寒冷地も考慮した記載としてほしい
- 公共工事に従事する者の労働環境の改善の項目における週休2日工事の取組について、学校施設など土日のみ工事が実施可能な現場もあるため、その点を考慮した記載としてほしい。
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努めるとあるが、特に災害時に地域の守り手として地域建設企業等が活動する姿を広報・啓発するための具体の方法を示してほしい。
- 総合的に最も価値の高い資材等の採用について、評価基準等を示してほしい。
- 運用指針の市町村への周知徹底をお願いしたい。
担当者のみならず首長へも周知されるよう工夫してほしい。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正案の概要

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)
 - 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
 - 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
 - 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正案の構成

運用指針 改正のポイント

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・新技術の活用等による生産性向上

- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・公共工事等の発注体制の強化

全体の構成

I. 本指針の位置付け	III. 災害時における対応	IV. 多様な入札契約方式の選択・活用
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項		
1 工事 1-1 工事発注準備段階 1-2 工事入札契約段階 1-3 工事施工段階 1-4 工事完成後 1-5 その他 2 測量、調査及び設計 2-1 業務発注準備段階 2-2 業務入札契約段階 2-3 業務履行段階 2-4 業務完了後 2-5 その他 3 発注体制の強化等 3-1 発注体制の整備等 3-2 発注者間の連携強化	1 工事 1-1 災害時における入札契約方式の選定 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 (1) 確実な施工確保、不調・不落対策 (2) 発注関係事務の効率化 (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保 (4) 迅速な事業執行 (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組 2 測量、調査及び設計 2-1 災害時における入札契約方式の選定 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 (1) 確実な履行確保、不調・不落対策 (2) 発注関係事務の効率化 (3) 迅速な事業執行 (4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携	1 工事 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 1-2 公共 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に 配慮した 入札契約方式の活用の例 2 測量、調査及び設計 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に 配慮した 入札契約方式の活用の例 V. 技術開発の推進及び新技術等の活用 VI. その他配慮すべき事項 1 受注者等の責務 2 <u>担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組</u> 3 その他

I. 本指針の位置づけ

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等の活用等による生産性向上、公共工事等の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針を見直した。

国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上

生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にするBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(適正な工期設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

(計画的な発注や施工時期の平準化) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1-2 工事入札段階

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつ、その取組の質の向上に努めることが重要である。

1-4 工事完成後

(公共工事の目的物の適切な維持管理) 公共工事等の発注体制の強化 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

(適正な履行期間の設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

(計画的な発注や履行期間の平準化等) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

3-1 発注体制の整備等

(外部からの支援体制の活用) 公共工事等の発注体制の強化

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社
役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保
険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工
力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地
域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう務める。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社
役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保
険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理に
ついて必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。

※例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の
整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる。

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1 工事

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一人を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、

・二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等

・高度な技術や特殊な設備が必要とされ、当該地域の特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事

などであって、過去に当該地域の特定の一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

～(略)～

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に当該地域の特定の一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

～(略)～

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

新技術の活用等による生産性向上

- 発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。
- 発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。
- 各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。
- ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
 - ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を促進するものである。
 - ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
 - ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
 - ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
 - ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
 - ・国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
地域建設業等の維持に向けた環境整備

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。

- 工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力(新技術を活用する能力を含む。)の向上に努める。
- 外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努める。
- 災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 担い手の中長期的な育成・確保に向けた取組

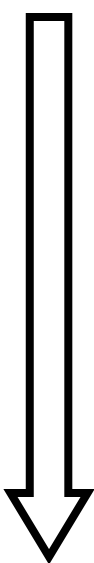
担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき喫緊の課題である。このため、発注者と受注者の双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

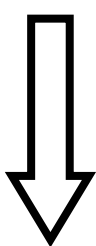
- 国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- 国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう、広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。特に災害時における活動に関しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者のWebサイトやSNS等を活用して公開する等の取組に努める。

令和7年2月 運用指針 改定（関係省庁申合せ）

- 地方公共団体等へ運用指針の改定の周知
- 地方公共団体等へ相談窓口（地方整備局）の再周知



3月中 運用指針 解説資料 公表

- 地方公共団体等へ運用指針の解説資料の周知
- 

令和7年4月 運用指針の運用開始

- 発注者協議会等にて引き続き周知・徹底を図る